

# 福島県糖尿病療養指導士会認定機構規約

## 第1章 総則

第1条. 福島県糖尿病療養指導士認定機構（以下、本機構と略）は、福島県における糖尿病教育の正しい知識および技術の普及・啓発を図るための医療スタッフの養成および認定を目的とする。

第2条. 本機構は、第1条の目的を達成するため中央認定委員会を組織し、下記の事業を行う。

- (1) 福島県糖尿病療養指導士（以下福島 CDE と略）の育成および認定
- (2) 福島 CDE の認定更新
- (3) 福島 CDE の資格取得のための講習会の開催
- (4) 福島 CDE の資格更新のための研修会
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業

第3条. 中央認定委員会の事務局を、福島県郡山市開成6丁目192-2 せいの内科クリニックに置く。

## 第2章 中央認定委員会

第4条. 中央認定委員会及び役員

第1項 中央認定委員会（以下、中央委員会と略）の会長には福島県糖尿病療養指導士会の理事長が就く。

第2項 中央委員会の会長は、中央委員会の中央委員を選任する。

第3項 中央委員の定数は、10名以上20名以内とする。

第4項 中央委員の互選により下記の役員を選出する。

- ① 副会長 1名
- ② 会 計 2名
- ③ 監 査 2名
- ④ 幹 事 4名

選出された幹事は、会長の任命により各実務委員会の委員長を兼任する。

第5項 会長が必要と認めた時、中央委員会には相談役を置くことができる。相談役は会長が委嘱する。

第6項 中央委員の任期は5年とする。中央委員が辞任する時は、その旨を会長に届け出なければならない。ただし、補欠の中央委員は会長が選任し、任期は前任者の残任期間とする。また、増員により選任された中央委員の任期は、現認者の残任期間とする。

- 第7項 中央委員会は会長が召集し、年2回開催する。また会長が必要と認めた時、臨時で開催することができる。
- 第8項 中央委員会は過半数の出席により成立する。
- 第9項 中央委員会は福島県糖尿病療養指導士認定制度にかかわる下記の事項を決議する。
- ① 本規約の変更
  - ② 認定および資格更新に関する事業計画および収支予算ならびにその変更
  - ③ 事業報告および収支決算
  - ④ 役員を選出または解任
  - ⑤ その他認定制度および運営にかかわる事項
- 第10項 中央委員会の議長は会長がこれに当たる。
- 第11項 中央委員会の議事は、中央委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第12項 第9項における決議事項については、年1回、福島県糖尿病療養指導士会会則に定める理事会に報告する義務がある。

### 第3章 実務認定委員会

第5条. 実務認定委員会(以下、実務委員会と略)は各実務委員長が推薦した福島県内勤務の、日本糖尿病学会専門医、ならびに会員医師、歯科医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、准看護師、理学療法士、栄養士、臨床心理士、運動指導士、保健師によって構成される。

第6条. 実務委員は、下記の4委員会より構成される。

- ① 資格認定委員会
- ② 研修委員会
- ③ 試験委員会
- ④ 広報委員会

第7条. 各実務委員会の委員長は、幹事から会長が選任して委嘱する。

第8条. 各実務委員長は、それぞれの委員会の実務委員を選任し委員会を構成する。また、各委員会は実務委員の互選により副委員長を選任しなければならない。ただし、中央委員は実務委員を兼ねることができるが、中央委員のみで実務委員会を構成することはできない。

第9条. 各実務委員会の実務委員長を除く実務委員の定数は3~10名とする。

第10条. 実務委員会の委員長および実務委員の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

第11条. 実務委員が辞任する時は、その旨を委員長に届け出なければならない。  
ただし、補欠の実務委員は実務委員長が選任し、任期は前任者の残任期間とする。

第12条. 実務委員会は、下記に定める業務を行う。

1. 資格認定委員会 講習会受講者選定、資格・認定の合否および審査、認定証の発行および更新の審査等
2. 研修委員会 講習会の内容、時間、講師、会場の決定、テキストの作成および講習会の評価等
3. 試験委員会 試験問題の作成、試験方法、試験内容、会場、時間等、試験にかかわる業務
4. 広報委員会 行政、医師会および各種団体や会員への広報、ホームページの作成・更新等

第13条. 実務委員会は、認定制度にかかわる制度を各委員会の目的ごとに企画立案し、推進を図る。

#### 第4章 実務認定委員会開催の講習会受講について

第14条. 実務認定委員が開催する講習会の受講を希望する者は、別表に示す資格を有するもので医療スタッフとしての経験が2年以上あるもの。

第15条. 実務認定委員会が開催する講習会の受講料は次のように定める。

1回分の受講料は4,000円とする。

ただし、3回まとめて受講する場合は合計10,000円とする。

なお、自己都合による未受講分の受講料の返金はしない。

第16条. 実務委員会が開催する講習会の受講を希望する者は、以下の申請書類を認定委員会に提出するものとする。

1. 講習会受講申込書
2. 免許証（複写）
3. 施設長の推薦書

#### 第5章 福島県糖尿病療養指導士の認定について

第17条. 福島県糖尿病療養指導士の認定を申請する者は、次の条件を満たすことを要する。

1. 実務委員会が開催する講習会を全 3 回受講後、認定試験を受け合格した者。ただし、1 年間で全 3 回受講できない者は、連続した 2 年間で全 3 回受講すればよいものとする。
2. 日本看護協会認定の糖尿病看護認定看護師の資格を有する者は、第 18 条の定めに従う。
3. 日本糖尿病療養指導士（CDEJ）の資格を有する者は、第 19 条の定めに従う。
4. 福島県外の地域糖尿病療養指導士資格を有し福島県内に勤務する者は、第 20 条の定めに従う。

第18条. 日本看護協会認定の糖尿病看護認定看護師の取り扱いは以下のとおりとする。  
日本看護協会認定の糖尿病看護認定看護師の資格を有する者は、書類審査により認定を受けることができる。  
提出書類は第 22 条 1、2 とする。

第19条. 日本糖尿病療養指導士の資格を有する者の取り扱いは以下のとおりとする。  
日本糖尿病療養指導士（CDEJ）の資格を有する者は、講習会全 3 回のうち 1 回以上の受講で書類審査により認定を受けることができる。  
提出書類は第 22 条 1、2 と受講修了書（1 回分以上）とする。

第20条. 福島県外の地域糖尿病療養指導士資格を有し福島県内に勤務する者の取り扱いは以下のとおりとする。  
地域糖尿病療養指導士の資格を有し福島県内に勤務する者は書類審査により認定を受けることができる。  
提出書類は第 22 条の 1、2 とする。  
なお、福島県糖尿病療養指導士と認定された年を初年度とする。

第21条. 実務委員会が開催する認定試験の受験を希望する者は、以下の申請書類を提出するものとする。

1. 福島県糖尿病療養指導士認定試験申込書
2. 受講修了書（全 3 回分）

第22条. 書類審査での認定を希望する者は、以下の書類を認定委員会に提出するものとする。

1. 福島県糖尿病療養指導士認定申請書
2. 認定証（複写）

第23条. 認定試験の受験料は 5,000 円とする。  
また、書類審査での認定審査料は 5,000 円とする。

第24条. 実務委員会が認定について審査する。

## 第6章 福島県糖尿病療養指導士の更新について

第25条. 福島県糖尿病療養指導士の更新を申請する者は、次の条件を満たすことを要する。

1. 福島県糖尿病療養指導士会主催セミナーおよび福島県糖尿病療養指導士支部会主催研修会、または福島県糖尿病療養指導士会認定研修会等で合計 25 単位以上取得すること。

ただし、福島県糖尿病療養指導士会主催セミナーおよび、支部主催研修会で 18 単位以上の取得を必須とする。

- 1) 福島県糖尿病療養指導士会主催セミナー 1 回 8 単位
  - 2) 福島県糖尿病療養指導士会支部主催研修会 3 時間以上 4 単位  
1 時間半以上 3 時間未満 3 単位
  - 3) 福島県糖尿病療養指導士会認定研修会 3 時間以上 2 単位  
1 時間半以上 3 時間未満 1 単位
  - 4) 別表に示す学術集会へ出席をした場合、福島県糖尿病療養指導士会認定研修会を受講したものと見做し 1 回につき 2 単位を申請できる。
  - 5) 福島県糖尿病療養指導士会認定研修会および、学術集会での演者は演者加算として 2 単位を申請できる。  
ただし、演者連名の場合は発表者のみとする。
2. 認定更新時に必要な単位が不足（5 単位以内）している者は、第 30 条の定めに従い、認定更新期間の延長をすることができる。
  3. 出産・海外ボランティア・転勤・長期出張等で更新が不可能な者は、第 31 条の定めに従い、認定期間を延長することができる。

第26条. 更新手数料は 5,000 円とする。

第27条. 実務委員が認定更新について審査する。

第28条. 更新後の認定期間は 5 年間とする。

第29条. 実務委員による認定更新を希望する者は以下の書類を資格認定委員会に提出するものとする。

1. 認定更新申請書
2. 納入確認書
3. 研修会単位票

第30条. 認定更新時に必要な単位が不足（5 単位以内）している者の取り扱いは以下の通りとする。

所定の書類を提出することで認定更新期間を 6 ヶ月間延長することができ、延長期間内に不足単位を取得することにより認定更新申請することができる。

ただし、認定更新申請が受理されるまでの間に取得した単位については次回認定更新申請には使用できない。

第31条. 出産・海外ボランティア・転勤・長期出張等で更新が不可能な者の取り扱いは以下のとおりとする。

所定の書類を資格認定委員会に提出することで認定期間を延長することができる。

なお、1 回の申請で 1 年間の延長ができ、延長申請回数は最大 2 回までとする。

## 第 7 章 認定試験の受験資格、再受験について

第32条. 認定試験不合格の場合、次年度の講習会全 3 回のうち 1 回以上の受講で認定試験の受験資格を得ることができる。ただし、講習会受講年度を含めて 2 年以内に限る。

## 第 8 章 補 則

本規約の改廃は、中央認定委員会で行う。

また、施行細則および内規は中央委員会が作成する。

この規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 10 月 1 日第 1 回改訂、施行する。

平成 29 年 1 月 28 日第 2 回改訂、平成 29 年 4 月 29 日から施行する。

平成 31 年 4 月 14 日第 3 回改訂、同日より施行する。

平成 31 年 12 月 7 日第 4 回改訂、同日より施行する。

以 上

第 14 章 第 14 条 別表

【講習会受講資格】

- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 薬剤師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 放射線技師
- ・ 健康運動指導士
- ・ 歯科衛生士
- ・ 社会福祉士
- ・ 臨床心理士
- ・ 公認心理士

第6章 第25条 1. 4) 別表

福島県糖尿病療養指導士認定学術集会
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本糖尿病療養指導学術集会</li><li>・ 日本糖尿病学会年次学術集会</li><li>・ 糖尿病学の進歩</li><li>・ 日本糖尿病学会 各支部地方会</li><li>・ 日本糖尿病合併症学会年次学術集会</li><li>・ 日本糖尿病眼学会総会</li><li>・ 日本糖尿病・妊娠学会年次学術集会</li><li>・ 日本糖尿病教育・看護学会学術集会</li><li>・ 日本病態栄養学会年次学術集会</li><li>・ 日本くすりと糖尿病学会学術集会</li></ul>